農業委員会総会議事録

（令和８年８月１２日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年８月１２日（水）午後３時００分
場所　熊本市中央区手取本町８番９号　くまもと県民交流館パレア１０階　会議室７

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時００分　開会

事務局　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数２４名全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

７月２８日に発生した令和８年熊本地震により被災された地域の皆様方に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、貴い命を失われた方々とその遺族に対し、深い哀悼の意を表すとともに、被災地の一日も早い復旧復興ができますよう心よりお祈り申し上げます。

また、当委員会の委員の皆様の中にも、自宅の損壊、家族のけがなど、被害を受けておられる方がおられます。重ねて衷心よりお見舞い申し上げます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積促進等計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とい

たします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。
総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長となり議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。
本日の議事録署名者には１３番の林田智博委員と１４番の谷口憲治委員を、書記に事務局の緒方宏光参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第８号議案、非農地証明願までの８件でございます。
議案の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、議案の修正をお願いいたします。
目次の第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請、件数でございます。６件を５件に。同じく、目次の件数の合計を１１５件を１１４件に。もう一点ございます。7ページ、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請、６番、申請の取下げのため、斜線で削除をお願いいたします。
以上でございます。

議　　長　　初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１９件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員
１番委員、西冨です。
１番と２番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１番と２番は、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請２番と３番の関連で、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う区分地上権設定のための更新４回目の申請です。太陽光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は農地の空中部分を利用することから、

３条許可を必要とされるものです。申請地の下部農地では、ミョウガを作付されており、営農も良好であるとして設定期間は３年間といたしました。

なお、耕作者は太陽光発電設備設置者の法人代表者ですが、農地法第３条の使用貸借権設定の契約があることを確認しております。

以上２件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番、２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、３番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

３番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、タマネギを栽培されている兼業農家で、申請地には引き続き水稲、タマネギを作付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、４番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。
４番から６番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
４番と５番は関連で、子及び子の夫への贈与に伴う、所有権移転の申請です。譲受人夫婦は、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。
６番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。
以上の３件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番から６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定します。
次は、７番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

７番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

７番は、第三者への贈与に伴う所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている専業農家の方で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、８番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

８番から１０番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

８番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、トマトを栽培されている専業農家で、申請地には許可後、トマトを作付される計画です。

９番と１０番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人はいずれも水稲を栽培されている農家で、許可後もそれぞれ水稲を作付される計画です。

以上３件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から１０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１１番。

２４番　上田隆幸委員
２４番委員、上田です。
１１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。
１１番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されており、許可後は水稲を作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会において、検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１２番。

１７番　宮本淳一委員
１７番委員、宮本です。

１２番から１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１２番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されており、許可後は菊芋を作付される計画です。

１３番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されており、許可後は白菜を作付される計画です。

以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１２番、１３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１４番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１４番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１４番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、花卉を栽培している専業農家で、許可後は水稲、花、野菜、栗を作付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１５番。

２０番　福嶋徳行委員

２０番委員、福嶋です。
１５番から１９番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１５番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は養豚業を営む法人で、申請地には飼料米を作付される計画です。農地所有適格法人の要件については、全ての要件を満たしており問題ないことを確認済みです。
１６番は、子へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は水稲、ブロッコリーを栽培される専業農家で、申請地には引き続き、水稲、ブロッコリーを作付されます。
１７番は、第三者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は水稲、栗を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。
１８番は、所有権移転の申請で、申請地には自家消費用として水稲を作付される計画です。栽培に必要な農機具については、母方の実家のほうで所有されており、随時、利用が可能ということです。
１９番は、第三者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は水稲、スイカ、栗などを栽培される専業農家で、申請地には栗を作付される計画です。
以上５件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１５番から１９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、一般土木建築工事業等を営む法人が、令和７年５月１２日付で産業用地への転用許可を受けた農地の土地利用計画内容を変更する承認申請です。

土地利用計画は、当初、４区画に分け、区画１、区画２、区画３には物流倉庫、区画４には半導体関連の工場を整備する計画でした。今回の変更は、区画１の敷地の駐車場台数の増加に伴う緑地帯の位置の変更、区画２の物流倉庫の建築面積を４，３５６㎡から９，８０３㎡へ変更増、区画３は物流倉庫から薬品等を扱う危険物倉庫へ変更する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

また、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画変更の承認見込みを熊本県の担当課へ確認しております。また、造成工事につきましては、全体で約９０％の進捗状況となっております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。

なお、熊本県知事許可案件ですので、承認相当として熊本県へ副申いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請５件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、第４号議案、農地法第５条の許可申請６番と関連で、宅地拡張ための転用許可申請です。

農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の農地で上下水道の２管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請人が自宅敷地としている宅地の一部を譲り渡し、建築条件付売買予定地として転用することに伴い、それに代えて宅地に隣接する自己所有の農地２０１㎡を駐車場などの敷地として整備される計画です。

なお、転用後の宅地の合計面積は４２１㎡で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが添付されております。

工事期間は令和９年８月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願

いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、２番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。
２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２番は、農家住宅及び農業用倉庫への転用許可申請ですが、現地は既に住宅及び倉庫として利用されております。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。現在の利用状況は、転用面積５７４㎡に木造２階建ての農家住宅１棟と農業用倉庫２棟が建築されており、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、周辺農地への被害防除についても問題ありません。
また、開発許可及び盛土規制法については、いずれも対象外であることを確認しております。
なお、今回、相続に備えて資産の見直しを行っている過程で、農地法の許可を受けずに、当該農地に農家住宅等を建築していたことが判明したため、今後は、このようなことがないよう農地法を遵守するとの始末書も添付されております。
以上１件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、３番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。
３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
３番は、個人が所有する農地を駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。なお、申請地は既に隣接する自宅の駐車場として利用され、砂利敷きの状態となっており、申請人が許可を得ないまま駐車場として利用していたとのことです。無許可で転用したことについて、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。
土地利用計画は、普通車両３台分を、個人が所有する自宅の駐車場として利用する計画で、妥当な面積と判断されます。
また、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、工事は行わないため規制の対象外であることを確認しております。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、４番。

１７番　宮本淳一委員
１７番委員、宮本です。
４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
４番は、個人が所有権移転し、貸駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺での代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。
土地利用計画は、申請地を普通車両９台分として整備し、近隣住民の駐車場として貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画ともに問題はありません。
なお、申請地は砂利敷きされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定します。
次は、５番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

５番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

５番は、個人が所有する農地を貸駐車場へ転用する申請です。

農地区分は、申請地から概ね３００ｍ以内に、清水まちづくりセンターがあることから、第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地７４７㎡に１８台分の貸駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれもないものと判断いたします。

なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域内ですが、盛土、切土は行わないことを確認しております。

工事期間は、許可日から令和８年８月３１日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１７件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番から３番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、建設業等を営む法人が所有権を取得して、建売住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請地のほかは、代替地の検討もされておりますが、申請地付近は宅地化が進み、住宅需要が見込まれることから選定されております。

土地利用計画は、他地目の道路を含む総事業面積１，４１９．５０㎡、総転用面積１，２８０㎡に建売住宅５棟及び新設道路等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出書の回答書の写しが提出されております。

工事期間は令和８年９月１０日から令和９年８月３０日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

２番と３番は、不動産業及び太陽光その他の自然エネルギーによる発電及び売電事業等を営む法人が賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するための期間満了に伴う更新４回目の一時転用の許可申請です。

２番の農地区分は、１０ｈａ以上の一団の広がりのある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当すると判断しております。

３番の農地区分は、これまで１０ｈａ以上の一団の広がりのある第１種農地と判断しておりましたが、周辺の宅地化の状況や付近の県道における交通量を踏まえ、分断と判断し、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

２番の設備の内容は、高さ１．８ｍから２．３３ｍの支柱を立て、太陽光パネル３８０枚、発電容量９９．１８ｋＷ、遮光率は９７．５％で、パネルの直下面積は６４６㎡、支柱部分などの転用面積は１０．

８２６８㎡です。

３番の設備の内容は、高さ１．８ｍから２．３３ｍの支柱を立て、太陽光パネル３００枚、発電容量７８．３ｋＷ、遮光率は９５．７％で、パネルの直下面積は５１５㎡、支柱部分などの転用面積は８．２５９㎡です。

２番、３番とも、太陽光パネルの下部においてはミョウガを生産されており、本年３月の農作物の生産に係る状況報告においても、地域の平均的な反収３００ｋｇに対し、反収３２５．７５ｋｇで１０８．６％であり、知見を有する者からの意見書においても、収量の確保は十分可能であるとの意見でした。

なお、支柱を含め、営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体する旨の確約書の提出がなされております。また、周辺の農地への営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上のことから、一時転用期間の３年間の更新は適当であると判断しておりますが、令和８年７月が更新期間満了となっており、申請を失念しており、今後このようなことがないように反省する旨の始末書が提出されております。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、２番と３番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

次は、４番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

４番から８番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

４番は、近隣のアパートを所有する個人が所有権を移転して、アパート入居者や管理業者のための駐車場へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、申請地からおおむね３００m以内に鉄道の駅がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積が７６４㎡に１０台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制地域ですが、盛土は行われないことを確認しております。

工事期間は令和９年３月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

５番は、不動産業などを営む法人が所有権を移転して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水道の２管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積５９３㎡に建築条件付売買予定地２区画を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申出中で、許可の見込みがあることを確認しております。

工事期間は令和９年６月３０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

６番は、第３号議案、農地法第４条の許可申請１番と関連で、不動産業などを営む法人が所有権を移転して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水道の２管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積１，４３５．８９㎡、転用面積７２８㎡に建築条件付売買予定地４区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが添付されております。

工事期間は令和１１年３月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

７番と８番は関連で、一般貨物自動車運送事業などを営む法人が、所有権を移転して、流通業務施設へ転用する許可申請です。

農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請地は主要地方道熊本港線の沿道にあり、不許可の例外規定の県道の沿道の区域内に設置される流通業務施設に該当すると判断いたしました。

譲受人の主な業務は、農協の青果物の福岡方面への集荷運搬で、土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、集荷先の熊本市西区、南区及び会社の所在地である玉名方面からのアクセスがよく、また広域配送の効率化を図るうえでの便利性も有しているため、本申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積が３，７５６㎡に、事務所、大型車両２０台分の駐車場、自家用の給油施設などを整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、都市計画法第３４条第１４号の大規模流通業務施設に該当するものとして、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが添付されております。

工事期間は令和９年６月３０日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、５件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番から８番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、７番と８番は総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

次は、９番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。

９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積６５０㎡に木造平屋建て１棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、周辺農地への被害防除についても問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土は行われないことを確認しております。

工事期間は、令和９年３月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま９番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１０番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

１０番から１２番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１０番から１２番は関連で、不動産業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積２，１８０㎡に建築条件付売買予定地８区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、周辺農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書の写しが添付されております。

工事期間は令和１０年３月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１０番から１２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１３番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

１３番から１５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１３番は、土木建築工事業を営む法人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に矢板、鉄パイプ等の資材置場と車両通路を配置する計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画とも問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土は行わないとのことです。

工事期間は令和９年７月３１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

１４番と１５番は関連で、保育園を運営する社会福祉法人が所有権移転し、駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の広がりのない農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を駐車場１２台分として整備し、保護者や来客用の駐車場として使用する計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土は行わないとのことです。

工事期間は令和８年１２月１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１３番から１５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１６番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１６番と１７番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１６番と１７番は関連で、土木建設業を営む法人が、廃土置場へ転用するため所有権移転する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、申請地４筆、総転用面積３，４５５㎡、他地目含む総事業面積５，４３２㎡に公共事業工事で発生した残土の受入れ場所として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。また、雨水に関しましては南側に附設する水路から西側の貯水池へ排水する計画です。

資金計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

工期は令和９年８月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規定に基づき担当課に対し工事の事前審査申出書の提出がなされております。

以上２件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１６番と１７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、１６番と１７番は総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、第５号及び第６号議案でございます。

この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第５号及び第６号議案は関連ですので、併せて説明いたします。

まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書１２ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書１３ページの１番から１６ページの１４番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが５件、同じく熊本県農業公社の買入れが９件で、面積は１４件合わせて田３万３，５００㎡、畑６，１０１㎡、合計３万９，６０１㎡となっております。

次に、農地中間管理機構との貸借です。明細は議案書１６ページの

１５番から２４ページの６８番までの５４件となっており、契約期間別では６年未満が４２件、１０年以上が１２件となっております。面積は５４件合わせて田１０万２，４２６㎡、畑４万３，２５７㎡の合計１４万５，６８３㎡で、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び果樹を予定されております。

続いて第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は議案書２５ページの１番から２番までの２件となっております。

なお、議案第５号及び議案第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、併せて確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第５号及び第６号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされておりますので、内容をご確認いただき、ご意見などございましたらお願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員承認と認めます。提案どおり承認することに決定します。

続きまして、第７号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、願出人、耕作状況、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

１番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。

対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして、地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。

続きまして、第８号議案、非農地証明願１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

２０番　福嶋徳行委員

２０番委員、福嶋です。

１番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

今回の願出にあたっては、熊本市から交付のあった固定資産証明書が添付されており、当該証明書に既存の住宅が昭和２６年の建築であることが記載されております。

先日の地区委員会におきまして現地の状況についても調査し、協議した結果、願出のとおり昭和２７年１０月２０日以前から宅地として利用されていたものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、次第５の報告事項です。
事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
１番から９番までの合計１１５件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　次に、次第６のその他です。
地域計画の変更に伴う手続について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　事務局より説明いたします。
資料のほうが、皆様にお配りしておりますＡ３の２つ折りにしてある資料、こちらのほうになります。
令和８年度地域計画変更スケジュール（案）としているものです。４月当初に作成されたものでありますけれども、農業政策課が作成して、農業振興課と、あと農業委員会の事務局のほうで４月に打合せをしたときのものになります。
すみません、委員の皆様にはもっと早めにこちらをご提示して、ご説明をしておくべきものだったと思うんですけれども、ちょっと遅くなりまして、申し訳ありません。
地域計画の変更について、年２回を基本として考えております。急ぎ変更が必要な地域については、９月下旬に一度変更を行いまして、３月下旬、年度末にもう一度行います。本年度は、吉松地区と山本地区が、この２回変更というところに該当してくるかと思います。その他の地域については、３月下旬の１回の変更を予定しております。

資料の最下段、重点地区、実践地区への対応というところになるんですけれども、今回、中島地区と吉松地区が該当するところではあるんですけれども、８月中に農水省のほうから地域のほうに赴いて直接意見聴取等を行うというところで、キャラバンが予定されておりますが、現時点で農水省からそのキャラバン実施の連絡というのはあっていない状況です。重点地区については、先日、中島地区の農区長会議の際に、地域計画の趣旨、あとブラッシュアップの必要性について、農業政策課と農業振興課のほうより説明が行われております。吉松地区につきましても、９月上旬に協議の場の開催が予定されております。

委員の皆様につきましては、引き続きご協力のほうをよろしくお願いいたします。

事務局　　続きまして、地域計画のブラッシュアップに係る重点地域の設定についてでございます。

まず、資料の１番、現在の重点地域の状況ですが、先ほど堀坂主査からもお話がありましたが、熊本県からの令和８年度実践地区の設定の依頼に基づきまして、以下の２地域を設定しているところです。１つが吉松地域と、もう一つが中島地域でございます。

これ以外に、２番で重点地域の追加設定についてということで実施していきたいというふうに思っております。３Re 運動等によりまして収集されました意向情報を地域計画のブラッシュアップに生かすために、重点地域の追加設定をして、集中的に取り組む地域を増やすというものでございます。

この追加の案ですが、こちらは現在の２地域は植木と西部の地区委員会の中にある地域でございます。ほかの地区委員会にもそれぞれの重点地域を設置いたしまして、全部で９の重点地域を設置するものでございます。資料の下のほうには、地区委員会の関連の地域計画の一覧をお示ししているところでございます。

重点地域の設定につきますこれからのスケジュールですが、今月末から実施されます地区委員会の中で協議をしていただきまして、重点地域を一つ設定していただきたいというふうに思っております。

いろいろお手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明がありましたけれども、何かありませんでしょうか、ご意見。

１４番　谷口憲治委員

重点地域は、農政のほうと一緒に協議して進めていかないと。

事務局　　それは確かに必要になってきますね。

議　　長　　あとは、農業振興課がありますよね。そこと十分協議していただきたいと思います。

それと土地改良とか、ＪＡさんにもこの地域計画には参画していただくというようなことを県単位で通知はしてあると思います。そこを何とか農業委員さんで、ＪＡの方も土地改良の方もご協力をお願いいたしますというような、打診をすればいいんじゃないかと思います。

熊本県下でも、国の流れからいきますと、やはりあと３割というところが、まだ地図には載っていないというようなことで、さらに地域計画をブラッシュアップして精度の高いものにしていきましょうということでありますので、熊本県でも４２委員会に通達を出しているところでございます。

皆様ご存じかと思いますけれども、人吉球磨のあさぎり町が地域計画７２％以上達成ということになっております。湯前とか、非常に先進的な推進をされているようでございます。

熊本市におきましては、まだ５２％か３％の進捗状況ですけれども、熊本市も７０％以上の進捗状況に持っていけたら非常にいいんじゃないかと思います。

地域計画は厳密にというと、非常に難しいところでもございますので、皆さんの農地を誰に託すか、本当に託すなら私は誰々さんで、あなたに託しますのでというお互いのヒアリングをもってするのが一番だろうと思いますけれども、なかなかそこまでには行き渡らないと思います。あとは自分の農地が将来的には人に預けるんだというふうに思われる方は、地域の方にお任せしますというような地図の分配でいいんじゃないかなと思います。それでないと、なかなかブラッシュアップにはつながっていかないかなと思います。

昨年ですけれども、県の方に、柔軟にそこは対応しましょうかと私は言ったんですけれども、県の農業支援課は、いや、それは柔軟にはできませんよとおっしゃったんですけれども、それぞれの地区委員会では柔軟に対応していけたらなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　それでは、すみません。もう一つ参考で、地震の概要に関します第１８回熊本市災害対策本部会議、これは昨日の時点での熊本市の取り

まとめた資料を一部抜粋したものでございます。こちら熊本市のホームページに随時資料をアップしているものですので、概要だけお知らせしたいと思います。

先ほど来お話が出ています地震の概要は、７月２８日１６時２７分に最大震度７ということで、熊本市内は南区が震度６強、そのほかは震度５強という状況でございます。

１枚めくっていって裏面のほうになります。

現在、各支援団体のほうにご協力いただきまして、一部活動を終了した部分もございますけれども、引き続き４２団体２，４５４人の方にご協力いただいているところでございます。

次のページでございますけれども、これは被害の状況を随時取りまとめたものを一覧にさせていただいておりますので、こちらは参考にご確認いただければと思っております。

最後のページが、現在の避難所の状況でございます。昨日の時点での資料になっておりまして、大分、拠点避難所という形で、南区以外のところは各区１か所ずつの拠点避難所にまとめていっている状況でございまして、現時点では、中央区も２か所から１か所、南区も１か所閉鎖されておりますので、順次、避難者の方々の状況変わっている状況でございますが、随時ホームページ等でご確認いただければと思っておりますので、ご紹介にかえせていただきます。

１７番　宮本　淳一

これ、何でもう全部分かっているんですか。被害の全部が出ておるが。

事務局

これは住家の調査で、一番下にもありますとおり現在調査中で日々変動していっているもので、全然把握できていないエリアも結構ございます。昨日の時点での数値ということでご認識いただければと。

議　　長

一番裏面に８月１１日６時時点と書いてありますので。

ほかに何かありませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。
それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後４時１５分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年８月１２日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　林　田　智　博

署名委員　　谷　口　憲　治

書　　記　　緒　方　宏　光